

雇用保険Q & A 第7回

～就職促進給付、再就職手当～ 社会保険労務士 秋山恵美子

Q. 再就職活動を行う際、活動費を援助してくれる制度があると聞いていますが、どのような制度ですか。また、再就職が決まったときも手当が支給されるということですが。

A 雇用保険制度の失業等給付の1つに、早期の再就職を目的とした、就職促進給付があります。就職促進給付には、①再就職活動費用の援助として条件を満たした場合支給される**広域求職活動費**。②公共職業安定所の紹介した職業等に就くため移転し、条件を満たした場合支給される**移転費**。③早期に再就職が決まり条件を満たした場合支給される、**就業促進手当**の3種類があります。

1. 広域求職活動費

広域求職活動費は、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域で仕事探しを行う場合に支給されます。内容は次のとおりです（表1参照）。

<表1. 広域求職活動費の概要>

要件	①待機または給付制限期間経過後、公共職業安定所の紹介により当該安定所管轄区域外の広域で求職活動を開始すること						
	②訪問先の事業主から広域求職活動費が支給されないこと、または支給された額が広域求職活動費の額に満たないこと						
③紹介された求人が常用求人であり、短時間労働被保険者（パート）の求人でないこと							
支給額	鉄道賃	普通運賃相当額 一定以上の距離の場合、急行または特急料金が支給される					
	船賃	2等運賃相当額					
	車賃	鉄道のない区域について、1kmにつき37円					
	宿泊料	鉄道賃等の計算の基礎となる距離と訪問事業所の数に応じて支給される ただし、鉄道賃の計算の基礎となる距離が400km未満の場合、宿泊料は支給しない					
	宿泊	訪問事業所数	2ヶ所以下	1泊～5泊	料	6大都市等	1泊8,700円
			3ヶ所以上	2泊～6泊	金	その他の地域	1泊7,800円

2. 就業促進手当

就業促進手当には再就職手当、就業手当、常用就職支度手当の3種類があります。

各手当の計算の基礎となる基本手当1日当たりの額には上限があります。

H15年8月1日現在、60歳未満は6,065円、60歳以上65歳未満は4,891円です。

(1) 再就職手当・早期再就職支援金（表2参照）

<表2. 再就職手当・早期再就職支援金の概要>

要件	①就職日の前日において、基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上、かつ45日分以上あること						
	②1年を超えて引き続き雇用されることが確実な安定した職業に就いたこと。または自立することができると公共職業安定所長が認めた事業を開始したこと						
	③7日間の待機期間が経過した後就職したものの、または事業を開始したものであること						
	④離職理由による給付制限を受けた場合の待機期間満了後の1ヶ月間は、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により就職したこと						
	⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと						
	⑥過去3年以内の就職について「再就職手当」「常用就職支度金」の支給を受けていないこと						
	⑦求職の申し込みを行い受給資格者であることの確認を受けた日より前に、雇入れを約束した事業主に雇用されたものでないこと						

要件	⑧再就職先で雇用保険に加入できる雇用条件で働いていること ⑨公共職業安定所が再就職手当の支給調査をする時点で、就職先を離職していないこと ＊再就職手当受給後、倒産等の理由により再離職した場合、受給期間が延長される場合があります	
支給額	再就職手当	基本手当の支給残日数が、所定給付日数の1/3以上2/3未満の場合 $\text{基本手当日額} \times (\text{支給残日数} \times 30\%)$
	早期再就職支援金	基本手当の支給残日数が、所定給付日数の2/3以上の場合 $\text{基本手当日額} \times (\text{支給残日数} \times 40\%)$ ※この制度は16年度までの時限事業で、一時所得として課税対象になります。

(2) 就業手当・早期就業支援金（表3参照）

就業手当は、H15年5月の改正により新設された制度です。

<表3. 就業手当・早期就業支援金の概要>

要件	①就業日の前日において、基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上、かつ45日分以上あること ②受給資格者がパートタイマー、派遣労働者（登録型を含む）として臨時的な就職や就労をした場合 ③7日間の待機期間が経過した後、就業したものであること ④離職理由による給付制限を受けた場合の待機期間満了後の1ヶ月間は、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により就業したこと ⑤離職前の事業主の下での就業でないこと ⑥求職の申し込みを行い受給資格者であることの確認を受けた日より前に、雇入れを約束した事業主の下での就業でないこと ＊就業手当、早期就業支援金を受給した後も、条件を満たせば再就職手当、常用就職支度手当が受けられます	
支給額	就業手当	基本手当の支給残日数が、所定給付日数の1/3以上2/3未満の場合 $\text{支給対象日数} \times (\text{基本手当日額} \times 30\%)$
	早期就業支援金	基本手当の支給残日数が、所定給付日数の2/3以上の場合 $\text{支給対象日数} \times (\text{基本手当日額} \times 40\%)$ ※この制度はH16年度までの時限事業で、一時所得として課税対象になります。

(3) 常用就職支度手当（表4参照）

<表4. 常用就職支度手当の概要>

要件	①就職日に45歳以上で、再就職援助計画等の対象者または身体障害者等の就職困難者 ②再就職手当、早期再就職支援金を受けることができないこと ③再就職先の雇用期間が1年以上であることが確実であること ④離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと ⑤7日間の待機期間または離職理由による給付制限期間が経過した後就職したものであること ⑥過去3年以内の就職について「再就職手当」、「常用就職支度金」の支給を受けていないこと ⑦再就職先で一般被保険者として雇用保険に加入できること ⑧常用就職支度手当を支給することが職業の安定に資すると認められること	
支給額	支給残日数が90日以上	基本手当日額の27日分
	支給残日数が45日以上90日未満	基本手当日額×(支給残日数×30%)
	支給残日数が45日未満	基本手当日額の13.5日分